



平成 24 年 10 月 16 日

各 位

東京都港区芝 2 - 7 - 17
株式会社 ストリーム
代表取締役社長 劉 海濤
(コード番号: 3071 東証マザーズ)
| 問合せ先 取締役管理本部長 竹下謙治
(TEL03-6858-8189)

証券取引等監視委員会による課徴金納付命令の勧告について

当社は、平成 24 年 3 月 23 日「訂正有価証券報告書等の提出及び過年度決算短信等の訂正に関するお知らせ」にて既に開示しておりますとおり、当社が過去に提出した有価証券報告書、半期報告書、四半期報告書を訂正しております。

これらのうち以下に関し、本日付で証券取引等監視委員会から、内閣総理大臣および金融庁長官に対して、金融庁設置法第 20 条第 1 項の規定に基づき、当社に対し 600 万円の課徴金納付命令を発出するよう勧告を行った旨の公表がありましたので、お知らせします。

平成 20 年 1 月期	第 9 期	半期報告書 (自 平成 19 年 2 月 1 日 至 平成 19 年 7 月 31 日)
平成 20 年 1 月期	第 9 期	有価証券報告書 (自 平成 19 年 2 月 1 日 至 平成 20 年 1 月 31 日)
平成 21 年 1 月期	第 10 期	半期報告書 (自 平成 20 年 2 月 1 日 至 平成 20 年 7 月 31 日)
平成 21 年 1 月期	第 10 期	有価証券報告書 (自 平成 20 年 2 月 1 日 至 平成 21 年 1 月 31 日)

当社は、この度、証券取引等監視委員会から上記の勧告をされたことを真摯に受け止め、金融庁から正式な通知を受領後、対応について検討し、決定次第改めて開示する予定です。

株主の皆様、投資家の皆様、お客様をはじめとする関係者の皆様に、多大なるご迷惑、ご心配をおかけいたしましたことを、あらためて深くお詫び申し上げます。

以上